

令和元年6月市議会建設水道委員会資料

所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 機構表及び職員数	1～2
2 分掌事務	3～6
3 所管事務の現況等	7～40
4 大規模盛土造成地マップについて	41～43

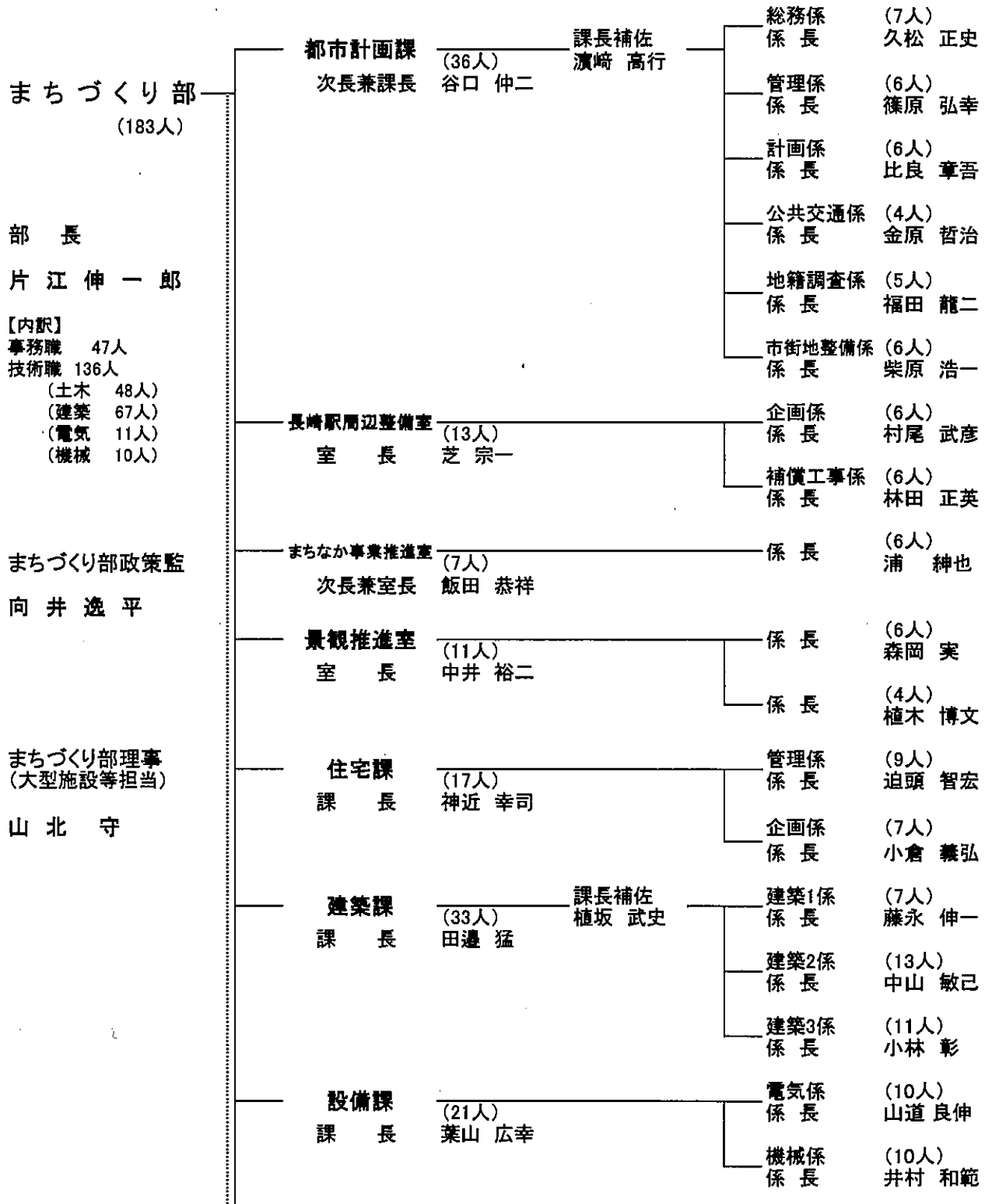
※大規模盛土造成地マップについては「別冊」あり

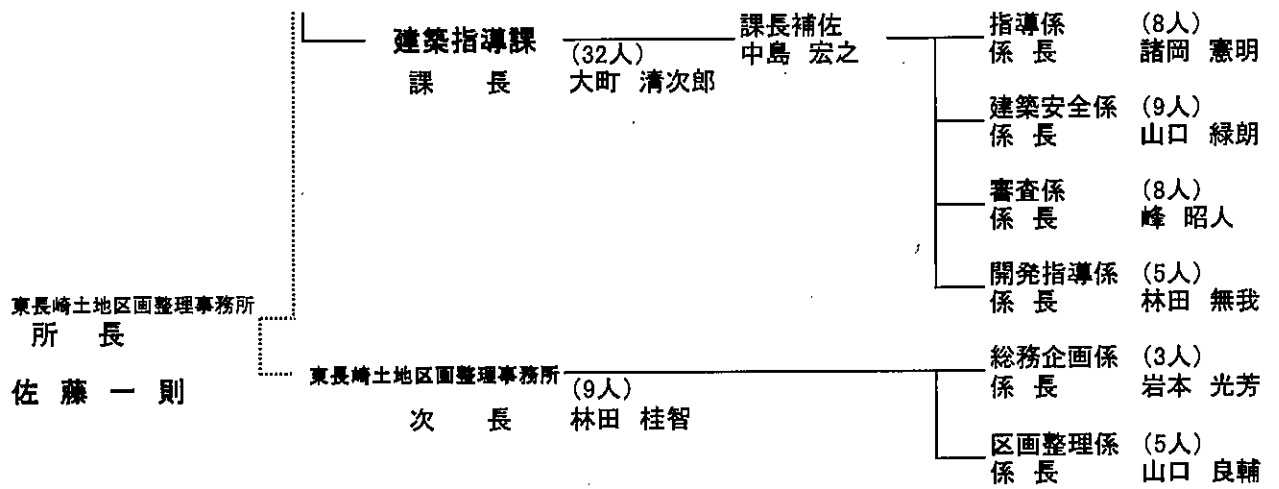
まちづくり部
令和元年6月



1 機構表及び職員数

平成31年4月1日現在





【 5課 3室 1事務所 24係 】

2 分掌事務

課 名	分 掌 事 務
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関すること。 (3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関すること。 (4) 部の所管に係る予算の経理に関すること。 (5) 住居表示の実施に関すること。 (6) 町界町名の変更に関すること。 (7) 都市計画及び都市計画事業に係る総合調整及び制限に関すること。 (8) 都市計画の決定に関すること。 (9) 都市計画区域、土地利用計画及び都市施設に係る調査及び企画に関すること。 (10) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地取引の規制届出及び利用調査に関すること。 (11) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出に関すること。 (12) コミュニティバス及び離島航路等の地域交通運輸に関すること。 (13) 新幹線及び鉄道に関すること（長崎駅周辺整備室の所管に係るものを除く。）。 (14) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車の臨時運行の許可に関すること。 (15) 地籍調査に関すること。 (16) 港湾事業の振興に関すること。 (17) 港湾の管理に関すること。 (18) 部の所管に係る公有水面埋立地の確認等に関すること。 (19) 部の所管に係る公有水面の使用許可の副申に関すること。 (20) 茂木港船客待合所、伊王島港ターミナル、高島港ターミナル及び池島港船客待合所との連絡調整及び管理に関すること。 (21) 港湾関係団体との連絡調整に関すること。 (22) 町界町名整理審議会及び都市計画審議会に関すること。 (23) 地域整備のための調査及び計画策定に関すること。 (24) 地域整備を目的としたまちづくり活動の支援に関すること。 (25) 市街地再開発事業等に関すること。 (26) 土地区画整理事業（長崎駅周辺整備室及び東長崎土地区画整理事務所の所管に係るものを除く。）に関すること。 (27) 斜面市街地再生事業の計画に関すること。 (28) 都市再生整備計画事業評価委員会に関すること。 (29) 部内事務の連絡調整に関すること。

長崎駅周辺整備室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 長崎駅周辺土地区画整理事業施行地区内における土地区画整理事業の総合調整及び施行に関すること。 (2) 長崎駅周辺土地区画整理事業施行地区内における建築等の許可に関すること。 (3) 長崎駅周辺土地区画整理審議会に関すること。 (4) 新幹線及び鉄道（九州新幹線西九州ルート及びJR長崎本線連続立体交差事業に係るものに限る。）に関すること。
まちなか事業推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) まちなかの魅力向上に係る事業の推進及び総合調整に関すること。 (2) まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付審査会に関すること。
景観推進室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 景観計画に関すること。 (2) 公共掲示板に関すること。 (3) 屋外広告物に関すること。 (4) 景観の形成を目的としたまちづくり活動の支援に関すること。 (5) 景観の向上に係る事業の推進及び総合調整に関すること。 (6) 景観審議会、ながさきデザイン会議及び歴史的風致維持向上協議会に関すること。
住宅課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅施策に関すること。 (2) 市営住宅整備計画の策定に関すること。 (3) 市営住宅の維持管理に関すること。 (4) 住宅地区改良事業に関すること。 (5) 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に係る認定及び検査等に関すること。 (6) 借上公営住宅等に係る認定、検査等に関すること。 (7) サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関すること。 (8) 市営住宅（敷地を含む。）の譲渡に関すること。 (9) 住宅審議会に関すること。
建築課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管の建築工事の設計及び施行に関すること。 (2) 建築物及び工作物の技術的評価に関すること。
設備課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築設備工事の設計及び施行に関すること。 (2) 電気工作物及び電気設備の保安に関すること。 (3) 建築設備の技術的評価に関すること。

建築指導課

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく確認、検査、許可等に関する事。
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく宅地等の開発行為の規制等に関する事。
- (3) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく宅地造成等に係る指導、許可等に関する事。
- (4) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関する事。
- (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）による特定建築物の認定等に関する事。
- (6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）による建築物の認定等に関する事。
- (7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）による建築物の認定等に関する事。
- (8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）による低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事。
- (9) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）による対象建設工事の分別解体等の届出、勧告、立入検査等に関する事。
- (10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）による建築物エネルギー消費性能に係る判定、届出及び認定に関する事。
- (11) 中高層建築物等の建築紛争の予防に関する事。
- (12) 長崎県福祉のまちづくり条例（平成 9 年長崎県条例第 9 号）による特定生活関連施設に係る指導、立入検査、勧告等に関する事。
- (13) 建築物の耐震改修の促進に関する法律による民間建築物の耐震化事業に関する事。
- (14) 特定建築物、建築設備、防火設備及び昇降機等に係る定期報告に関する事。
- (15) 違反建築物の措置に関する事。
- (16) 空き家等の適正管理に関する事。
- (17) 指定道路に関する事。
- (18) 開発登録簿及び建築計画概要書等の閲覧に関する事。
- (19) 災害危険区域の指定に関する事。
- (20) 宅地の防災指導に関する事。
- (21) がけ地近接等危険住宅の移転事業に関する事。
- (22) 宅地防災工事資金及び災害復興住宅資金に関する事。
- (23) 建築統計資料に関する事。
- (24) 建築審査会及び開発審査会に関する事。

<p>東長崎土地 区画整理 事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東長崎地区土地区画整理事業施行区域内における土地区画整理事業の計画策定及び施行に関すること。 (2) 東長崎地区土地区画整理事業施行区域内における土地区画整理組合等に係る認可、育成指導等に関すること。 (3) 東長崎地区土地区画整理事業施行区域内における建築等の許可に関すること。 (4) 東長崎地区土地区画整理事業施行地区内における建築等の許可に関すること。 (5) 東長崎平間・東地区土地区画整理審議会に関すること。 (6) 東長崎地区土地区画整理事業廃止予定区域における都市基盤施設の整備計画の策定及び施行に関すること。
-------------------------------	--

3 所管事務の現況等

課 名	所 管 事 務 の 現 況
都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の総括、部内予算の経理事務等に関すること 2 都市計画決定・変更に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画の内容 <ol style="list-style-type: none"> ア 土地利用（市街化区域・市街化調整区域、用途地域 等） イ 都市施設（道路、公園、下水道 等） ウ 市街地開発事業（土地区画整理事業 等） エ 地区計画等 (2) 長崎市都市計画審議会の運営 平成 30 年度：3 回開催（付議件数：6 件） 3 都市計画等に係る調整・調査・企画に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市計画及び都市計画事業に係る調整 (2) 都市計画の基礎調査 (3) 用途地域、地区計画などに関する調査・企画 4 都市計画等に係る制限等に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 市街化区域・市街化調整区域、用途地域等の確認及び証明 平成 30 年度：40 件 (2) 都市施設等の区域内における建築等の規制に関する許可 平成 30 年度：0 件 (3) 風致地区の区域内における建築等の規制に関する許可 平成 30 年度：5 件 (4) 地区計画区域内の建築等の審査 平成 30 年度：268 件 (5) 立地適正化計画区域内の届出対象行為等の審査 平成 30 年度：4 件（平成 30 年 8 月 1 日より届出開始） (6) 国土利用計画法に基づく土地取引の審査 平成 30 年度：29 件 (7) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引の審査 平成 30 年度：8 件

都市計画課
(つづき)

5 市街地整備に関すること

(1) 市街地再開発事業

ア 新大工町地区市街地再開発事業に係る支援及び関係機関等との連絡調整

平成 26 年 1 月 準備組合設立
平成 27 年 7 月 都市計画決定
平成 28 年 9 月 都市計画変更決定
平成 30 年 2 月 組合設立
平成 31 年 3 月 権利変換計画認可
令和元年度 工事着手

イ 浜町地区市街地再開発事業に係る支援及び関係機関等との連絡調整

平成 27 年 1 月 準備組合設立
平成 28 年 3 月 推進計画策定
※現在、権利者の合意形成に向けた取組みなどが進められている。

(2) 斜面市街地再生事業

住宅市街地総合整備事業として国の事業認可を受けた 8 地区における基盤整備に係る計画の見直し

6 住居表示・町界町名に関すること

- (1) 住居表示の実施、町界町名の変更
- (2) 新築建物等の住居番号の設定
- (3) 住居表示板の維持管理
- (4) 長崎市町界町名整理審議会の運営

7 港湾施設の管理に関すること

施設名	建築面積	供用開始日
茂木港船客待合所	240 m ²	昭和 55 年 4 月 7 日
高島港ターミナル	417 m ²	昭和 47 年 4 月 1 日
伊王島港ターミナル	325 m ²	平成 元年 7 月 15 日
池島港船客待合所	82 m ²	平成 7 年 4 月 1 日

8 公共交通に関すること

- (1) 鉄道、バス、路面電車、タクシー、航路等に関する計画・調査・研究及び関係機関との相互連絡調整
- (2) 公共交通空白地域対策に関する計画・調査・研究及び関係機関との相互連絡調整

都市計画課
(つづき)

(3) コミュニティバス、乗合タクシー、デマンド交通(予約型乗合タクシー)等の運行、離島航路の運航に対する支援

ア コミュニティバス (地域バス路線含む)

10 路線 (伊王島線、高島線、池島線、外海線、香焼三和線、三和線、野母崎線、琴海尾戸線、滑石式見線、香焼恵里線)

イ 乗合タクシー

5 地区 (丸善団地、矢の平・伊良林、北大浦、金堀、西北)

ウ デマンド交通(予約型乗合タクシー)

1 地区 (琴海地区)

エ 離島航路

2 航路 (長崎～伊王島～高島航路、池島～神浦航路)

9 地籍調査に関すること

(1) 地籍調査の計画及び実施

ア 所有者、地番、地目及び筆界 (境界) の調査

イ 一筆ごとの測量及び地積の測定

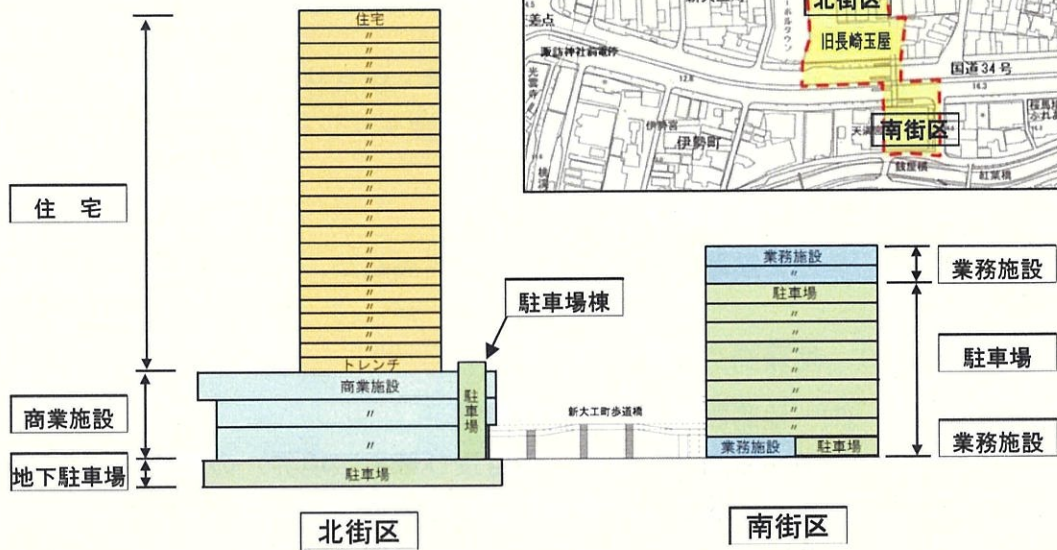
ウ 成果地図 (地籍図) 及び簿冊 (地籍簿) の作成

(2) 進捗率 (平成 30 年度末)

区分	調査対象面積	調査済面積	進捗率
長崎市全域	388.09 km ²	161.58 km ²	約 42%
旧長崎市 (人口集中地区)	233.80 km ² (37.67 km ²)	10.81 km ² (8.13 km ²)	約 5% (約 22%)

新大工町地区市街地再開発事業

〔主な用途の配置イメージ図〕



〔イメージパース〕 ※完成予想イメージ（現段階の想定に基づくものであり、今後変更になる可能性があります。）

全体図



北街区(国道側より)



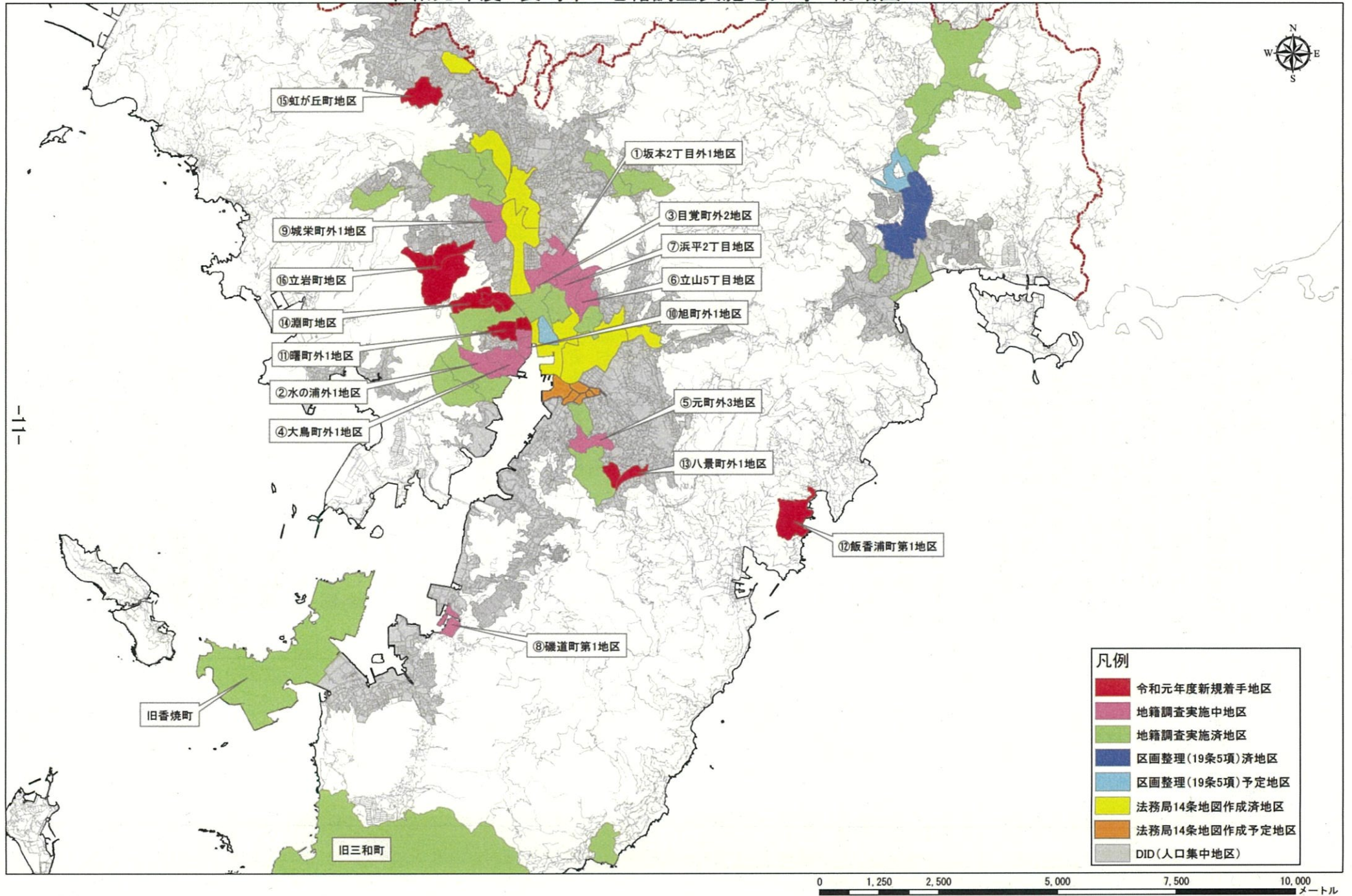
北街区(商店街西側より)



北街区(商店街東側より)



令和元年度 長崎市 地籍調査実施地区等 概略図



課 名	所 管 事 務 の 現 況
長 崎 駅 周 辺 整 備 室	<p>1 長崎駅周辺土地区画整理事業及び街路事業に関すること</p> <p>(1) 土地区画整理事業に係る関連計画の策定並びに事業推進に向けた関係機関等との相互連絡調整</p> <p>(2) 土地区画整理事業及び街路事業(土地区画整理事業施行地区外)に係る調査、設計及び施工</p> <p>(3) 土地区画整理審議会の運営</p> <p>(4) 土地区画整理事業の施行に伴う条例・規則の制定及び改正</p> <p>(5) 長崎駅周辺まちづくり審議会の運営</p> <p>【長崎駅周辺土地区画整理事業の概要】</p> <p>ア 事業概要</p> <p>事業名称 : 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業 長崎駅周辺土地区画整理事業</p> <p>施 行 者 : 長崎市</p> <p>都市計画決定 : 平成20年12月26日</p> <p>事業認可 : 平成21年10月30日</p> <p>施行地区 : 長崎市尾上町、大黒町、八千代町、西坂町の各一部</p> <p>施行面積 : 約19.2ha</p> <p>事業期間 : 平成21年度～令和5年度</p> <p>事業費 : 約154億円</p> <p>権利者数 : 11人(土地所有者)</p> <p>減歩率 : 約38%(平均)</p> <p>イ 進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮換地指定率(仮換地指定面積ベース) : 約39%[平成30年度末] ・進捗率(事業費ベース) : 約23%[平成30年度末見込み] <p>【長崎駅中央通り線(土地区画整理事業施行地区外)の概要】</p> <p>ア 事業概要</p> <p>施 行 者 : 長崎市</p> <p>都市計画決定 : 平成20年12月26日</p> <p>事業認可 : 平成26年07月11日</p> <p>施行地区 : 長崎市八千代町の一部</p> <p>施行延長 : L=約60m</p> <p>施行幅員 : W=約26m</p> <p>事業期間 : 平成26年度～令和2年度</p> <p>事業費 : 約8億9千万円</p> <p>イ 進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進捗率(事業費ベース) : 約51%[平成30年度末見込み]

長崎駅周辺
整備室
(つづき)

【長崎駅東通り線（土地区画整理事業施行地区外）の概要】




ア 事業概要

施行者 : 長崎市
都市計画決定 : 平成20年12月26日
事業認可 : 令和元年度認可予定
施行地区 : 長崎市宝町の一部
施行延長 : L=60m
施行幅員 : L=14m
事業期間 : 令和元年度～令和4年度
事業費 : 約2億8千万円

長崎駅周辺土地区画整理事業 計画平面図



凡例

-  土地区画整理事業 施行地区(約19.2ha)
-  長崎駅中央通り線 施行区域(約60m)
-  長崎駅東通り線 施行区域(約60m)

長崎駅周辺
整備室
(つづき)

2 JR長崎本線連続立体交差事業に関すること

- (1) 連続立体交差事業の施行に係る関係機関等との協議・調整
- (2) 長崎駅周辺連続立体交差事業促進協議会の運営(事務局)

【JR長崎本線連続立体交差事業の概要】

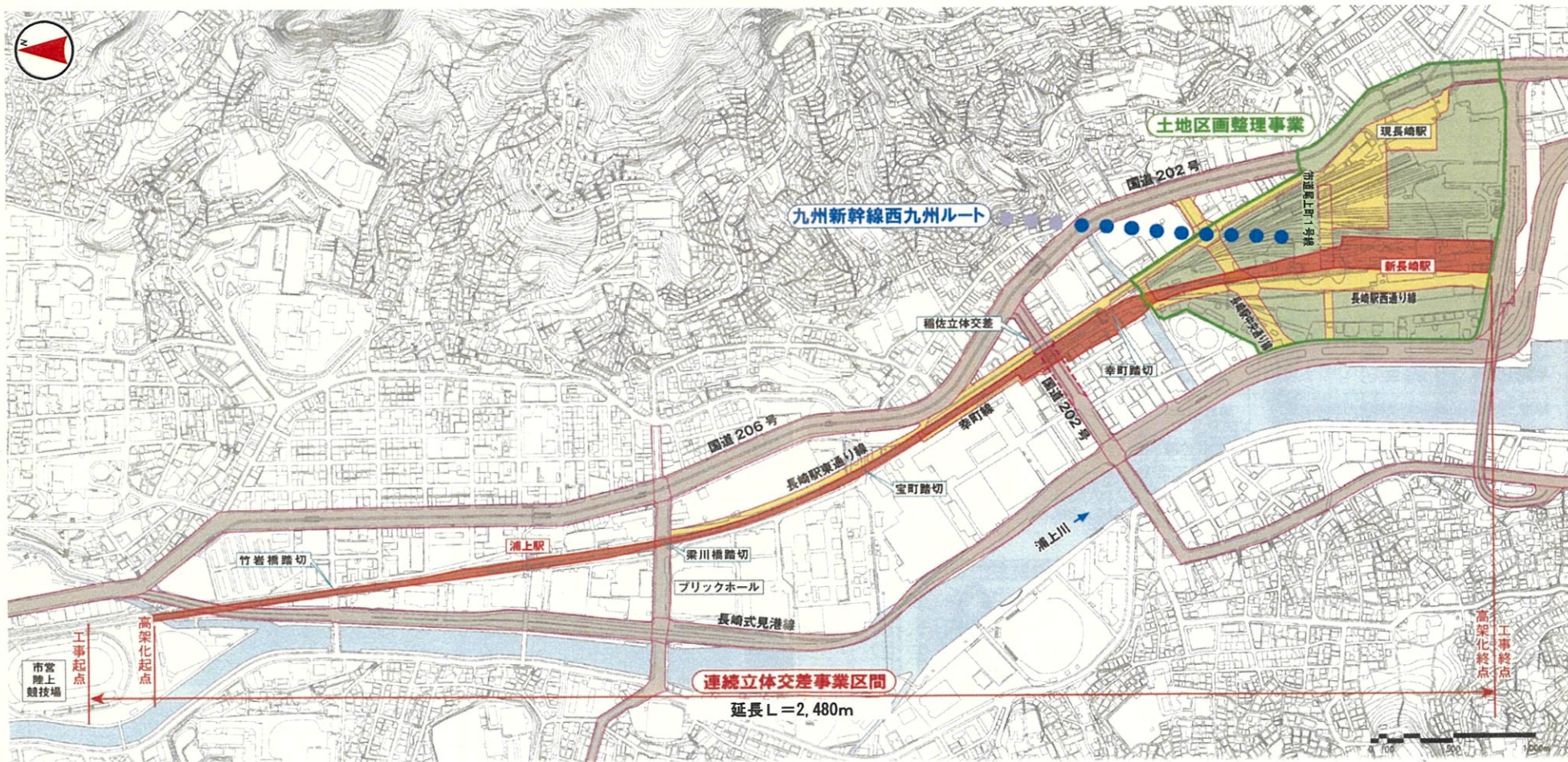
ア 事業概要

事業名称 : JR長崎本線連続立体交差事業
事業主体 : 長崎県
都市計画決定 : 平成20年12月26日
事業認可 : 平成22年02月18日
事業区間 : 長崎市松山町～尾上町 約2.5km
事業期間 : 平成21年度～令和3年度
総事業費 : 約459億円
除却踏切 : 竹岩橋踏切、梁川橋踏切、宝町踏切、幸町踏切
高架化駅 : 長崎駅、浦上駅
施行方法 : 仮線方式

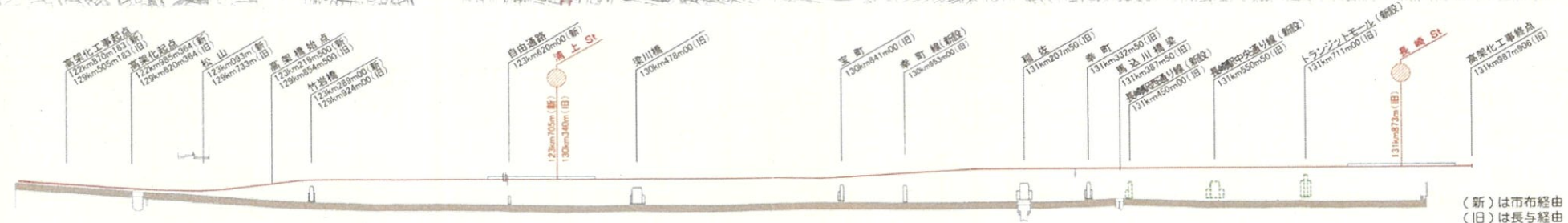
イ 進捗状況

進捗率(事業費ベース) : 約65% [平成30年度末見込み]

JR 長崎本線連続立体交差事業 位置図



-16-



(新) は市布經由
(旧) は長与經由

長崎駅周辺
整備室
(つづき)

3 九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）に関すること

- (1) 着実な整備に向けた関係省庁、関係国会議員等への要望活動及び県、関係市、関係団体等との相互連絡調整
- (2) 市民への広報、啓発活動
- (3) 新幹線建設工事に係る関係機関等との協議・調整

【九州新幹線西九州ルートの概要】

ア 建設主体

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

イ 計画概要（武雄温泉～長崎間）

延長：約 66km

事業費：約 6,197 億円（肥前山口～武雄温泉間の複線化を含む）

線路規格：標準軌（フル規格）

事業期間：認可日から概ね 10 年程度

ウ 進捗状況（西九州ルート全体）

進捗率（事業費ベース）：約 53% [平成 30 年度末見込み]

エ 主な経緯

昭和 48 年 11 月：整備計画決定

平成 24 年 06 月：工事実施計画（その 1）認可（武雄温泉・長崎間）（FGT 方式）【用地・土木構造物】

平成 27 年 01 月：政府・与党申合せ（開業時期を平成 34 年度から可能な限り前倒し）

平成 28 年 03 月：九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る 6 者合意（武雄温泉駅における対面乗換方式）

平成 29 年 05 月：工事実施計画（その 2）認可（武雄温泉・長崎間）（FGT 方式）【軌道・電気設備等】

平成 30 年 07 月：与党 PT 検討委員会において FGT を断念する旨表明

平成 31 年 04 月：工事実施計画変更認可（武雄温泉・長崎間）【事業費の変更：約 5,009 億円→約 6,197 億円】

オ 最近の動向

- ・与党 PT 検討委員会において、西九州ルートの整備方針について議論が進められており、平成 31 年 3 月から 4 月にかけて検討委員会が 4 回開催。
- ・令和元年 6 月下旬には、与党 PT としての整備方針が示される見込み。

九州新幹線西九州ルート ルート概要図 (市内区間 L=14.3km)

令和1年6月時点



凡 例	
	明かり部
	トンネル



長崎バイパス

川平IC

JR長崎本線

現川駅

肥前古賀駅

平間トンネル

久山トンネル

船石町

久山トンネル(西)他
○工事区間：約2.5km
○工期：H25.12.9~R2.1.8

西山台

東町

経ヶ岳トンネル

長崎市

新長崎トンネル(東)他
○工事区間：約3.9km
○工期：H25.3.1~R1.6.28

平間トンネル他
○工事区間：トンネル 約1.0km
明かり部 約0.2km
○工期：H27.2.24~R1.6.28

経ヶ岳トンネル他
○工事区間：トンネル 約1.9km
明かり部 約1.4km
○工期：H27.2.9~R1.8.8

新長崎トンネル(西)他
○工事区間：約3.6km
○工期：H25.10.7~R2.8.7

長崎駅高架橋他
○工事区間：約0.8km
○工期：H27.1.9~R2.3.9

市役所

長崎芒塚IC

国道34号

道草野田四島橋

※この新幹線ルート図は、平成25年度に鉄道・運輸機構が作成した線路平面図を基に、おおよそのルートを航空写真に重ねたものです。

課 名	所 管 事 務 の 現 況
-----	---------------

まちなか事業
推 進 室

1 「まちぶらプロジェクト」に関すること

(1) 目的

「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備によりこの10年で長崎のまちの形が変わっていきこうとしていることを契機と捉え、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、長崎駅周辺や松が枝周辺と上手に連携しながら、賑わいの再生を図ろうとするもの。

(2) 対象区域

新大工エリア 中島川・寺町・丸山エリア 浜町・銅座エリア
館内・新地エリア 東山手・南山手エリア

(3) 計画期間

平成25年度から令和4年度まで（10年間）

(4) 計画の構成

- ア エリアの魅力づくり
- イ 軸づくり
- ウ 地域力によるまちづくり

(5) 実績

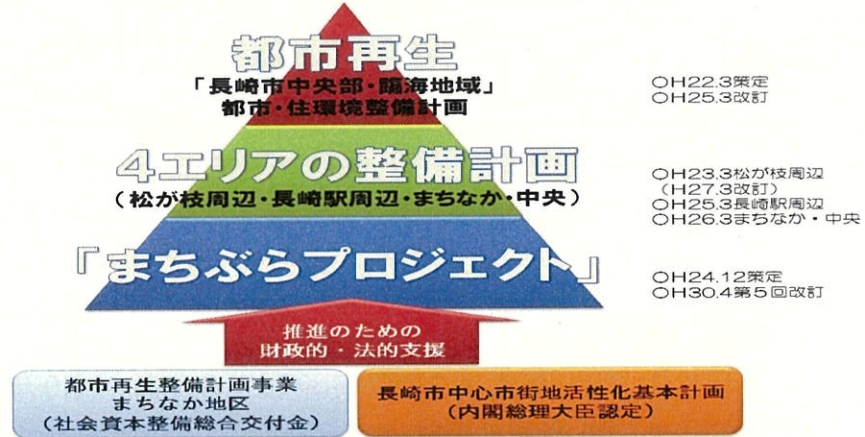
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事業数（行政主体）	30事業	36事業	40事業	42事業	44事業	45事業
まちぶらプロジェクト認定件数 （民間主体）	10件	14件	11件	5件	11件	11件



まちなか事業
推進室
(つづき)

2 社会資本整備総合交付金の活用に関すること

「まちぶらプロジェクト」の推進にあたって、「都市再生整備計画（まちなか地区）」に位置づけし、財源の確保に努めるとともに、法令上の特例や税制の優遇など国の支援策の活用を図る。



3 中心市街地活性化基本計画に関すること

- (1) 認定時期 平成 27 年 3 月 27 日
- (2) 最終変更 平成 31 年 3 月 26 日
- (3) 計画期間 平成 27 年 4 月から令和 2 年 3 月（5 年）
- (4) エリア面積 262ha
- (5) 基本方針
 - ア 集客拠点間の回遊による賑わいの創出
 - イ 魅力と活力のある商業環境の形成
 - ウ 歴史と文化による個性あるまちづくりの推進
- (6) 計画事業及び進捗状況

(平成 31 年 3 月末現在)

事業分類	事業数	完了	実施中	未着手
市街地の整備改善のための事業	42	5	34	3
都市福祉施設を整備するための事業	6	2	3	1
居住環境の向上のための事業	3	0	3	0
経済活力向上のための事業	24	2	21	1
公共交通の利便性増進事業	8	0	8	0
全体（重複事業除外）	70	9	57	4

長崎市中心市街地活性化基本計画（4章から8章までに掲げる事業及び措置の実施箇所）

■計画期間：平成27年4月～令和2年3月（5年）

■エリア面積：262ha



- 事業区分凡例**
- 4 市—市街地の整備改善のための事業
 - 5 福—都市福祉施設を整備するための事業
 - 6 住—居住環境の向上のための事業
 - 7 商—経済活力向上のための事業
 - 8 交—公共交通の利便性増進事業
(4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業)

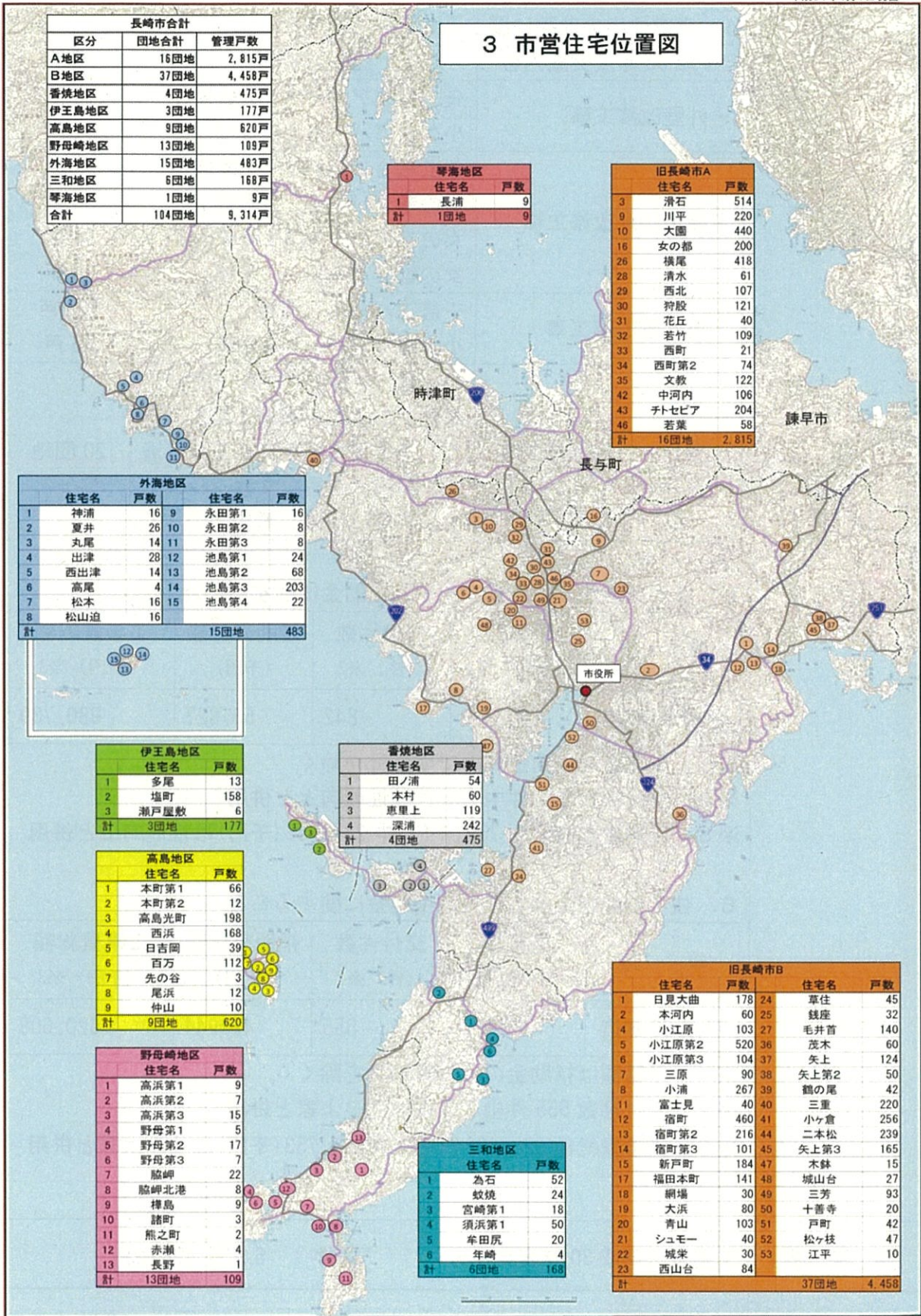
- その他中心市街地全般に関する事業
- 4 市—まちなか回遊路整備事業
 - 4 市—賑わい拠点広場整備事業
 - 4 市—公園施設整備事業
 - 4 市—地域・観光交流センター整備事業
 - 4 市—まちなみ整備事業
 - 4 市—誘導サイン整備事業
 - 4 市—公共トイレ整備事業（4箇所）
 - 4 市—まちなみ修景計画策定事業
 - 4 市—花のあるまちづくり事業
 - 4 市—文化財保存整備事業
 - 4 市7 商—市民トイレ活用事業
 - 7 商—商店街賑わい整備事業
 - 7 商—商店街持続化推進事業
 - 7 商—まちなか商店街誘客事業
 - 7 商—長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業
 - 7 商—まちなか商業人材サポート事業
 - 7 商—中心市街地頑張る商店街ステップアップ事業
 - 7 商—長崎さるく
 - 7 商—長崎帆船まつり
 - 7 商—長崎くんち
 - 7 商—長崎ベイサイドマラソン&ウォーク
 - 7 商—長崎ランタンフェスティバル
 - 7 商—中島川周辺活性化事業
 - 7 商—観光イルミネーション事業
 - 7 商—長崎ペーロン選手権大会
 - 7 商—まちなか再生推進事業
 - 7 商—中心市街地公園整備事業
 - 7 商—長崎市公衆無線LAN環境整備事業
 - 7 商—大規模小売店舗立地法の特例措置
 - 8 交—離島航路維持対策事業
 - 8 交—長崎市バリアフリー特定事業計画に基づく事業
 - 8 交—二輪車等駐車場整備事業
 - 8 交—運行情報サイネージシステム導入事業
 - 8 交—低床路面電車の導入事業
 - 8 交—中心市街地の利便性・回遊性を高めるバス運行事業
 - 8 交—乗合タクシー運行事業（矢の平・伊良木地区、北大浦地区）

課 名	所 管 事 務 の 現 況												
景観推進室	<p>1 景観の形成に関すること</p> <p>(1) 景観形成重点地区 市全域の景観計画区域の内、特に景観形成が必要な7地区を重点地区に指定し、地域の特徴を活かした景観づくりを推進するもの。 ・平成23年4月4地区(東山手・南山手、中島川・寺町、館内・新地、平和公園) ・平成26年4月 外海地区、深堀地区の追加 ・平成27年4月 高島北溪井坑跡地区の追加 ・平成29年2月 外海地区の変更(大野、出津・牧野の区域拡大) ・平成30年1月 外海地区の変更(赤首、神浦の区域拡大)</p> <p>(2) 景観重要建造物 良好な景観形成に重要な建造物を指定するもの。 ・指定件数 21件(平成31年4月1日現在) ・平成30年度 3件(日本二十六聖人殉教記念碑 日本二十六聖人記念館 聖フィリッポ西坂教会)</p> <p>(3) 建築行為等に係る景観の届出・通知 民間の大規模な建築物の建築行為等に伴う届出及び公共事業に伴う通知</p> <table border="1" data-bbox="614 1122 1257 1417"> <thead> <tr> <th>対象行為(平成30年度)</th> <th>届出件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地区における行為</td> <td>82件</td> </tr> <tr> <td>景観形成重点地区における行為</td> <td>44件</td> </tr> <tr> <td>開発行為等</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>公共事業(通知)</td> <td>119件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>262件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 公共事業や大規模建築物等の総合的なデザイン調整 ・長崎駅周辺エリアデザイン調整会議 ・ながさきデザイン会議 ・ながさき景観アドバイザー ・景観専門監</p> <p>2 公共掲示板に関すること</p> <p>(1) ふれあい掲示板 ・設置台数 60基(内、合併旧7町20基)</p> <p>3 屋外広告物に関すること</p> <p>(1) 屋外広告物の設置に係る許可 ・許可 557件(平成30年度)</p>	対象行為(平成30年度)	届出件数	一般地区における行為	82件	景観形成重点地区における行為	44件	開発行為等	17件	公共事業(通知)	119件	合 計	262件
対象行為(平成30年度)	届出件数												
一般地区における行為	82件												
景観形成重点地区における行為	44件												
開発行為等	17件												
公共事業(通知)	119件												
合 計	262件												

<p>景観推進室 (つづき)</p>	<p>(2) 違反広告物除却推進運動 長崎市保健環境自治連合会と共同で簡易除却を行うもの。 ・実施地区 28 地区 (平成 31 年 4 月 1 日現在)</p> <p>4 景観の向上に係る事業の推進及び総合調整に関すること</p> <p>(1) 歴史的風致維持向上計画 地域固有の歴史・伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成された良好な市街地環境である「歴史的風致」の維持及び向上を図るもの。</p> <p>(2) 環長崎港夜間景観向上基本計画に係る夜間景観の整備 「遠景の夜景みがき」と「中・近景の夜間景観づくり」の2つの視点で夜間景観の向上を図るもの。</p> <p>(3) 景観まちづくり刷新支援事業に係る関係機関との連絡調整及び進捗管理 国の「景観まちづくり刷新モデル地区」に指定され、重点的な支援を受けながら、景観の更なる魅力向上を図るもの。 ・事業期間：平成 29 年度～令和元年度</p> <p>5 都市サインの整備 (平成 31 年 4 月 1 日現在) ・誘導サイン 歩行者系 282 基、自動車系 29 基 ・案内サイン 案内サイン 32 箇所</p>
------------------------	--

課 名	所 管 事 務 の 現 況																																																																																																	
住 宅 課	<p data-bbox="427 264 887 297">1 市営住宅の管理に関すること</p> <p data-bbox="448 356 782 389">(1) 市営住宅の管理戸数 104 団地、9,314 戸（平成 31 年 4 月 1 日現在）</p> <p data-bbox="448 495 810 528">(2) 市営住宅の管理の状況</p> <table border="1" data-bbox="480 533 1401 869"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 533 647 607"></th> <th data-bbox="647 533 1106 607">指定管理者等</th> <th data-bbox="1106 533 1401 607">管理戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 607 647 701">旧長崎市 地 区</td> <td data-bbox="647 607 1106 701">(株)エルベック (A 地区)</td> <td data-bbox="1106 607 1401 701">16 団地 2,815 戸</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 701 647 795"></td> <td data-bbox="647 701 1106 795">(株)トラスティ建物管理・(株)三山 不動産共同企業体 (B 地区)</td> <td data-bbox="1106 701 1401 795">37 団地 4,458 戸</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 795 647 869">合併地区</td> <td data-bbox="647 795 1106 869">長崎市直営</td> <td data-bbox="1106 795 1401 869">51 団地 2,041 戸</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="448 920 1228 954">(3) 募集状況（空家住宅については年 6 回偶数月に募集）</p> <table border="1" data-bbox="480 958 1401 1384"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 958 576 1099" rowspan="2">年度</th> <th colspan="3" data-bbox="576 958 850 1010">新築募集</th> <th colspan="3" data-bbox="850 958 1125 1010">空家募集</th> <th colspan="3" data-bbox="1125 958 1401 1010">合計</th> </tr> <tr> <th data-bbox="576 1010 667 1099">戸数 (戸)</th> <th data-bbox="667 1010 758 1099">応募 (世帯)</th> <th data-bbox="758 1010 850 1099">倍率 (倍)</th> <th data-bbox="850 1010 941 1099">戸数 (戸)</th> <th data-bbox="941 1010 1032 1099">応募 (世帯)</th> <th data-bbox="1032 1010 1125 1099">倍率 (倍)</th> <th data-bbox="1125 1010 1216 1099">戸数 (戸)</th> <th data-bbox="1216 1010 1307 1099">応募 (世帯)</th> <th data-bbox="1307 1010 1401 1099">倍率 (倍)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1099 576 1151">H26</td> <td data-bbox="576 1099 667 1151">33</td> <td data-bbox="667 1099 758 1151">235</td> <td data-bbox="758 1099 850 1151">7.1</td> <td data-bbox="850 1099 941 1151">284</td> <td data-bbox="941 1099 1032 1151">1,271</td> <td data-bbox="1032 1099 1125 1151">4.5</td> <td data-bbox="1125 1099 1216 1151">317</td> <td data-bbox="1216 1099 1307 1151">1,506</td> <td data-bbox="1307 1099 1401 1151">4.8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1151 576 1202">H27</td> <td data-bbox="576 1151 667 1202">0</td> <td data-bbox="667 1151 758 1202">0</td> <td data-bbox="758 1151 850 1202">0.0</td> <td data-bbox="850 1151 941 1202">332</td> <td data-bbox="941 1151 1032 1202">1,455</td> <td data-bbox="1032 1151 1125 1202">4.4</td> <td data-bbox="1125 1151 1216 1202">332</td> <td data-bbox="1216 1151 1307 1202">1,455</td> <td data-bbox="1307 1151 1401 1202">4.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1202 576 1254">H28</td> <td data-bbox="576 1202 667 1254">0</td> <td data-bbox="667 1202 758 1254">0</td> <td data-bbox="758 1202 850 1254">0.0</td> <td data-bbox="850 1202 941 1254">265</td> <td data-bbox="941 1202 1032 1254">1,181</td> <td data-bbox="1032 1202 1125 1254">4.5</td> <td data-bbox="1125 1202 1216 1254">265</td> <td data-bbox="1216 1202 1307 1254">1,181</td> <td data-bbox="1307 1202 1401 1254">4.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1254 576 1305">H29</td> <td data-bbox="576 1254 667 1305">37</td> <td data-bbox="667 1254 758 1305">145</td> <td data-bbox="758 1254 850 1305">3.9</td> <td data-bbox="850 1254 941 1305">198</td> <td data-bbox="941 1254 1032 1305">873</td> <td data-bbox="1032 1254 1125 1305">4.4</td> <td data-bbox="1125 1254 1216 1305">235</td> <td data-bbox="1216 1254 1307 1305">1,018</td> <td data-bbox="1307 1254 1401 1305">4.3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1305 576 1384">H30</td> <td data-bbox="576 1305 667 1384">21</td> <td data-bbox="667 1305 758 1384">102</td> <td data-bbox="758 1305 850 1384">4.9</td> <td data-bbox="850 1305 941 1384">201</td> <td data-bbox="941 1305 1032 1384">833</td> <td data-bbox="1032 1305 1125 1384">4.1</td> <td data-bbox="1125 1305 1216 1384">222</td> <td data-bbox="1216 1305 1307 1384">935</td> <td data-bbox="1307 1305 1401 1384">4.2</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="427 1435 887 1469">2 市営住宅の建替に関すること</p> <table border="1" data-bbox="437 1473 1401 2040"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 1473 635 1541">団地名</th> <th data-bbox="635 1473 900 1541">事業内容</th> <th data-bbox="900 1473 1066 1541">期 間</th> <th data-bbox="1066 1473 1401 1541">平成 30 年度の事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 1541 635 1682">大園団地 (Ⅲ期)</td> <td data-bbox="635 1541 900 1682">8 棟 240 戸を 1 棟 68 戸へ建替え</td> <td data-bbox="900 1541 1066 1682">平成 26 年度 ～ 令和 2 年度</td> <td data-bbox="1066 1541 1401 1682">・ 既存棟解体工事 ・ 移転補償等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1682 635 1823">塩町団地</td> <td data-bbox="635 1682 900 1823">3 棟 90 戸を 1 棟 44 戸へ建替え</td> <td data-bbox="900 1682 1066 1823">平成 26 年度 ～ 令和 2 年度</td> <td data-bbox="1066 1682 1401 1823">・ 既存棟解体工事 ・ 移転補償等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1823 635 2040">本河内団地</td> <td data-bbox="635 1823 900 2040">3 棟 90 戸を 1 棟 60 戸へ建替え</td> <td data-bbox="900 1823 1066 2040">平成 27 年度 ～ 令和 2 年度</td> <td data-bbox="1066 1823 1401 2040">・ 主体、電気、管工事 ・ 集会所主体、電気、 管工事 ・ 移転補償等</td> </tr> </tbody> </table>		指定管理者等	管理戸数	旧長崎市 地 区	(株)エルベック (A 地区)	16 団地 2,815 戸		(株)トラスティ建物管理・(株)三山 不動産共同企業体 (B 地区)	37 団地 4,458 戸	合併地区	長崎市直営	51 団地 2,041 戸	年度	新築募集			空家募集			合計			戸数 (戸)	応募 (世帯)	倍率 (倍)	戸数 (戸)	応募 (世帯)	倍率 (倍)	戸数 (戸)	応募 (世帯)	倍率 (倍)	H26	33	235	7.1	284	1,271	4.5	317	1,506	4.8	H27	0	0	0.0	332	1,455	4.4	332	1,455	4.4	H28	0	0	0.0	265	1,181	4.5	265	1,181	4.5	H29	37	145	3.9	198	873	4.4	235	1,018	4.3	H30	21	102	4.9	201	833	4.1	222	935	4.2	団地名	事業内容	期 間	平成 30 年度の事業概要	大園団地 (Ⅲ期)	8 棟 240 戸を 1 棟 68 戸へ建替え	平成 26 年度 ～ 令和 2 年度	・ 既存棟解体工事 ・ 移転補償等	塩町団地	3 棟 90 戸を 1 棟 44 戸へ建替え	平成 26 年度 ～ 令和 2 年度	・ 既存棟解体工事 ・ 移転補償等	本河内団地	3 棟 90 戸を 1 棟 60 戸へ建替え	平成 27 年度 ～ 令和 2 年度	・ 主体、電気、管工事 ・ 集会所主体、電気、 管工事 ・ 移転補償等
	指定管理者等	管理戸数																																																																																																
旧長崎市 地 区	(株)エルベック (A 地区)	16 団地 2,815 戸																																																																																																
	(株)トラスティ建物管理・(株)三山 不動産共同企業体 (B 地区)	37 団地 4,458 戸																																																																																																
合併地区	長崎市直営	51 団地 2,041 戸																																																																																																
年度	新築募集			空家募集			合計																																																																																											
	戸数 (戸)	応募 (世帯)	倍率 (倍)	戸数 (戸)	応募 (世帯)	倍率 (倍)	戸数 (戸)	応募 (世帯)	倍率 (倍)																																																																																									
H26	33	235	7.1	284	1,271	4.5	317	1,506	4.8																																																																																									
H27	0	0	0.0	332	1,455	4.4	332	1,455	4.4																																																																																									
H28	0	0	0.0	265	1,181	4.5	265	1,181	4.5																																																																																									
H29	37	145	3.9	198	873	4.4	235	1,018	4.3																																																																																									
H30	21	102	4.9	201	833	4.1	222	935	4.2																																																																																									
団地名	事業内容	期 間	平成 30 年度の事業概要																																																																																															
大園団地 (Ⅲ期)	8 棟 240 戸を 1 棟 68 戸へ建替え	平成 26 年度 ～ 令和 2 年度	・ 既存棟解体工事 ・ 移転補償等																																																																																															
塩町団地	3 棟 90 戸を 1 棟 44 戸へ建替え	平成 26 年度 ～ 令和 2 年度	・ 既存棟解体工事 ・ 移転補償等																																																																																															
本河内団地	3 棟 90 戸を 1 棟 60 戸へ建替え	平成 27 年度 ～ 令和 2 年度	・ 主体、電気、管工事 ・ 集会所主体、電気、 管工事 ・ 移転補償等																																																																																															

3 市営住宅位置図



区分	団地合計	管理戸数
A地区	16団地	2,815戸
B地区	37団地	4,458戸
香焼地区	4団地	475戸
伊王島地区	3団地	177戸
高島地区	9団地	620戸
野母崎地区	13団地	109戸
外海地区	15団地	483戸
三和地区	6団地	168戸
琴海地区	1団地	9戸
合計	104団地	9,314戸

住宅名	戸数
1 長浦	9
計 1団地	9

住宅名	戸数
3 滑石	514
9 川平	220
10 大園	440
16 女の都	200
26 横尾	418
28 清水	61
29 西北	107
30 狩股	121
31 花丘	40
32 若竹	109
33 西町	21
34 西町第2	74
35 文教	122
42 中河内	106
43 チトセビア	204
46 若葉	58
計 16団地	2,815

住宅名	戸数	住宅名	戸数
1 神浦	16	9 永田第1	16
2 夏井	26	10 永田第2	8
3 丸尾	14	11 永田第3	8
4 出津	28	12 池島第1	24
5 西出津	14	13 池島第2	68
6 高尾	4	14 池島第3	203
7 松本	16	15 池島第4	22
8 松山迫	16		
計	15団地		483

住宅名	戸数
1 多尾	13
2 塩町	158
3 瀬戸屋敷	6
計 3団地	177

住宅名	戸数
1 本町第1	66
2 本町第2	12
3 高島光町	198
4 西浜	168
5 日吉岡	39
6 百万	112
7 先の谷	3
8 尾浜	12
9 仲山	10
計 9団地	620

住宅名	戸数
1 高浜第1	9
2 高浜第2	7
3 高浜第3	15
4 野母第1	5
5 野母第2	17
6 野母第3	7
7 脇岬	22
8 脇岬北港	8
9 樽島	9
10 諸町	3
11 熊之町	2
12 赤瀬	4
13 長野	1
計 13団地	109

住宅名	戸数
1 田ノ浦	54
2 本村	60
3 恵里上	119
4 深浦	242
計 4団地	475

住宅名	戸数
1 為石	52
2 蚊焼	24
3 宮崎第1	18
4 須浜第1	50
5 牟田尻	20
6 年崎	4
計 6団地	168

住宅名	戸数	住宅名	戸数
1 日見大曲	178	24 草住	45
2 本河内	60	25 銭座	32
4 小江原	103	27 毛井首	140
5 小江原第2	520	36 茂木	60
6 小江原第3	104	37 矢上	124
7 三原	90	38 矢上第2	50
8 小浦	267	39 鶴の尾	42
11 富士見	40	40 三重	220
12 宿町	460	41 小ヶ倉	256
13 宿町第2	216	44 二本松	239
14 宿町第3	101	45 矢上第3	165
15 新戸町	184	47 木鉢	15
17 福田本町	141	48 城山台	27
18 網場	30	49 三芳	93
19 大浜	80	50 十善寺	20
20 青山	103	51 戸町	42
21 シュモ一	40	52 松ヶ枝	47
22 城栄	30	53 江平	10
23 西山台	84		
計		37団地	4,458

住宅課 (つづき)	4 市営住宅の改善に関すること			
	平成30年度実施内容	団地名	備考	
	・外壁改修工事	矢上第2アパート 2号棟 小ヶ倉アパート 9号棟	19戸 36戸	
	・屋上防水改修工事	矢上第2アパート 2号棟 女の都アパート 2号棟 女の都アパート 3号棟 女の都アパート 4号棟	19戸 50戸 50戸 20戸	
	・排水管改修工事	千歳アパート 北棟 小ヶ倉アパート 9号棟	168戸 36戸	
・ブレーカー改修工事	小ヶ倉、毛井首、大浜、新戸町、 草住、二本松、網場、西北、花 丘、矢上第3、西町、三芳、清 水、狩股、三重、文教、シュモ ー、横尾、城栄、青山	20団地		
5 ながさき住みよ家リフォーム補助金に関すること				
年 度	予算額 (千円) ※1	交付件数 (件) ※2	補助交付額 (千円)	工事費総額 (千円) ※3
平成30年度	60,000	842	58,827	980,739
※1 予算額は補助金のみで事務費を除く				
※2 交付件数 842 件中 235 件は性能向上と併用				
※3 工事費総額 980,739 (千円) 中 234,753 (千円) は性能向上と併用				
6 住宅性能向上リフォーム補助金に関すること				
年 度	予算額 (千円) ※1	交付件数 (件) ※2	補助交付額 (千円)	工事費総額 (千円) ※3
平成30年度	65,000	555	42,944	620,608
※1 予算額は補助金のみで事務費を除く				
※2 交付件数 555 件中 235 件は住みよ家と併用				
※3 工事費総額 620,608 (千円) 中 234,753 (千円) は住みよ家と併用				
建 築 課	工事量 (平成30年度発注分)	78 件	6,255,498 千円	
設 備 課	工事量 (平成30年度発注分)	138 件	6,897,256 千円	

課 名	所 管 事 務 の 現 況															
建築指導課	1 建築基準法等に基づく関係業務															
	(1) 建築確認・検査等															
	ア 確認済証の交付件数															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="3">平成 30 年度</th> </tr> <tr> <th>長崎市</th> <th>指定確認 検査機関</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民 間 の 建築物・工作物等</td> <td>173 14.8%</td> <td>995 85.2%</td> <td>1,168 100%</td> </tr> <tr> <td>国・県・市等の 建築物・工作物等</td> <td>73 100%</td> <td>— —</td> <td>73 100%</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	平成 30 年度			長崎市	指定確認 検査機関	合 計	民 間 の 建築物・工作物等	173 14.8%	995 85.2%	1,168 100%	国・県・市等の 建築物・工作物等	73 100%	— —	73 100%
	種 別		平成 30 年度													
		長崎市	指定確認 検査機関	合 計												
	民 間 の 建築物・工作物等	173 14.8%	995 85.2%	1,168 100%												
	国・県・市等の 建築物・工作物等	73 100%	— —	73 100%												
	イ 完了検査済証の交付件数															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="3">平成 30 年度</th> </tr> <tr> <th>長崎市</th> <th>指定確認 検査機関</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民 間 の 建築物・工作物等</td> <td>151 14.8%</td> <td>870 85.2%</td> <td>1,021 100%</td> </tr> <tr> <td>国・県・市等の 建築物・工作物等</td> <td>59 100%</td> <td>— —</td> <td>59 100%</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	平成 30 年度			長崎市	指定確認 検査機関	合 計	民 間 の 建築物・工作物等	151 14.8%	870 85.2%	1,021 100%	国・県・市等の 建築物・工作物等	59 100%	— —	59 100%
	種 別		平成 30 年度													
		長崎市	指定確認 検査機関	合 計												
民 間 の 建築物・工作物等	151 14.8%	870 85.2%	1,021 100%													
国・県・市等の 建築物・工作物等	59 100%	— —	59 100%													
(2) 許可・認定等																
ア 許可・認定・承認件数																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許 可</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>認 定 ・ 承 認</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>仮 使 用 認 定</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 30 年度	許 可	60	認 定 ・ 承 認	13	仮 使 用 認 定	8								
区 分	平成 30 年度															
許 可	60															
認 定 ・ 承 認	13															
仮 使 用 認 定	8															
イ 道路位置指定件数																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 定</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>変 更</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>廃 止</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 30 年度	指 定	3	変 更	2	廃 止	0								
区 分	平成 30 年度															
指 定	3															
変 更	2															
廃 止	0															
ウ 建築審査会の運営																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開 催 回 数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>付 議 件 数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>審 査 請 求 件 数</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 30 年度	開 催 回 数	4	付 議 件 数	4	審 査 請 求 件 数	0								
区 分	平成 30 年度															
開 催 回 数	4															
付 議 件 数	4															
審 査 請 求 件 数	0															

建築指導課
(つづき)

(3) 違反建築物・老朽危険建築物の指導

ア 違反建築物の措置件数

区 分	平成 30 年度
指 導	175
是 正	42

イ 老朽危険建築物の調査・指導件数

区 分	平成 30 年度
調 査 ・ 指 導	140
除 却 ・ 改 修 済	47

ウ 苦情・相談件数

区 分	平成 30 年度
苦 情 ・ 相 談	40

(4) 建築関連の条例等に基づく処理件数

区 分	平成 30 年度
中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例 (届出)	85
長崎県福祉のまちづくり条例 (届出・報告)	68
長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (認定)	243
都市の低炭素化の促進に関する法律 (認定)	7
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) (届出)	979
建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法) (届出・認定)	75

建築指導課
(つづき)

(5) 特定建築物の定期報告

○定期報告とは、建築基準法により、不特定多数の者が利用し、安全性を確保する必要がある一定規模以上の建築物を対象に、所有者又は管理者が、その建築物を定期的に調査・検査し、その結果を定期的に特定行政庁に報告すること。

○平成28年度の定期報告に関する法改正施行に伴い、対象建築物が拡大され、また、防火設備が追加された。

ア 特定建築物（用途により、3年毎に報告）

用途毎に、一定規模以上の要件を満たす特定建築物が対象

用 途	平成 25～27 年度		平成 28～30 年度	
	報告すべき 件数	報告された 件数	報告すべき 件数	報告された 件数
体育館等	0	0	10	5
児童福祉 施設	0	0	9	5
ホテル・旅館	99	70	108	61
映画館・集会 場等	20	13	14	13
百貨店・物品 販売店舗等	40	38	72	39
病院・診療所	80	76	84	77
老人福祉 施設	90	87	140	125
飲食店等	113	37	132	35
計 (提出率)	442	331 (74.9%)	569	360 (63.3%)

各対象建物の報告年度

平成28年度：児童福祉施設、ホテル・旅館

平成29年度：体育館等、映画館・集会場等、百貨店・物品
販売店舗等、老人福祉施設

平成30年度：病院・診療所、飲食店等

※体育館等、児童福祉施設は平成28年度より新規指定

建築指導課
(つづき)

イ 特定建築物の建築設備（各用途 毎年報告）
（換気設備・排煙設備・非常用照明設備）

用途毎に、一定規模以上の要件を満たす特定建築物に設けられた建築設備が対象

用途	平成 30 年度			
	指定対象 件数	報告すべき 件数	報告された 件数	過年度期限分 の遅延報告 件数
体育館等	10	10	6	0
児童福祉施設	11	11	11	1
ホテル・旅館	112	111	65	1
映画館・集会場 等	16	16	15	0
百貨店・物品販 売店舗等	73	72	41	2
病院・診療所	86	85	82	1
老人福祉施設	161	156	136	3
飲食店等	133	132	45	3
計	602	593	401	11

建築指導課
(つづき)

ウ 特定建築物の防火設備（各用途 毎年報告）

（煙感知器連動等の随時閉鎖式防火戸）

用途毎に、一定規模以上の要件を満たす特定建築物に設けられた防火戸が対象（特定建築物の規模要件とは異なる。）

用 途	平成 30 年度		
	指定対象 件数	報告すべき 件数	報告された 件数
体育館等	8	5	3
児童福祉施設	12	8	3
ホテル・旅館	105	88	25
映画館・集会場 等	15	10	6
百貨店・物品販 売店舗等	65	59	18
病院・診療所	83	59	47
老人福祉施設	137	92	48
飲食店等	123	114	15
計	548	435	165

※ 特定建築物の防火設備については、すべて平成28年度から追加され、法の経過措置により平成28年度から3年以内に提出

2 都市計画法に基づく開発行為の許可及び証明等

(1) 都市計画法に基づく開発行為の許可及び証明

区 分	平成 30 年度
許 可 件 数	6
証 明 件 数	85

(2) 開発審査会の運営

区 分	平成 30 年度
開 催 回 数	1
付 議 件 数	1

建築指導課
(つづき)

3 宅地造成等規制法に基づく許可及び証明

(1) 宅地造成等規制法に基づく許可及び証明

区 分	平成 30 年度
許 可 件 数	20
証 明 件 数	255

4 耐震等の支援事業

(1) 安全・安心住まいづくり支援費

地震災害に対する被害軽減のため、木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事及び除却工事に要する費用の一部を助成する。

(単位：件)

区 分	平成 30 年度
耐 震 診 断 費	39
耐 震 改 修 工 事 費	15
除 却 工 事 費	8

(2) 民間建築物耐震化推進事業費補助金

特定の条件に該当する耐震基準不適合建築物に対し、耐震診断および耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。

(単位：件)

補助区分	対象建築物	平成 30 年度
耐 震 診 断 費	特 定 建 築 物	1
	緊急輸送道路沿道建築物	0
耐 震 改 修 設 計 費	緊急輸送道路沿道建築物	0
	要緊急安全確認大規模建築物(※)	3
耐 震 改 修 工 事 費	要緊急安全確認大規模建築物	3

※ 法に基づき耐震診断が義務付けられた、一定規模以上で、不特定かつ多数の者が利用する建築物（病院、百貨店等）や避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する建築物（小学校等）

対象 23 棟 耐震化済 13 棟（内 2 棟 解体済）

建築指導課
(つづき)

(3) アスベスト対策費補助金

多数の者が使用する民間建築物のアスベスト分析調査及び除去等工事の費用の一部を助成する。

(単位：件)

区 分	平成 30 年度
分 析 調 査 費	1
除 去 等 工 事 費	2

(4) 老朽危険空き家除却費補助金

長年放置され老朽化し、周辺の住環境を悪化させている危険な空き家住宅の除却に要する経費の一部を助成する。

(単位：件)

区 分	平成 30 年度
除 却 工 事 費	21

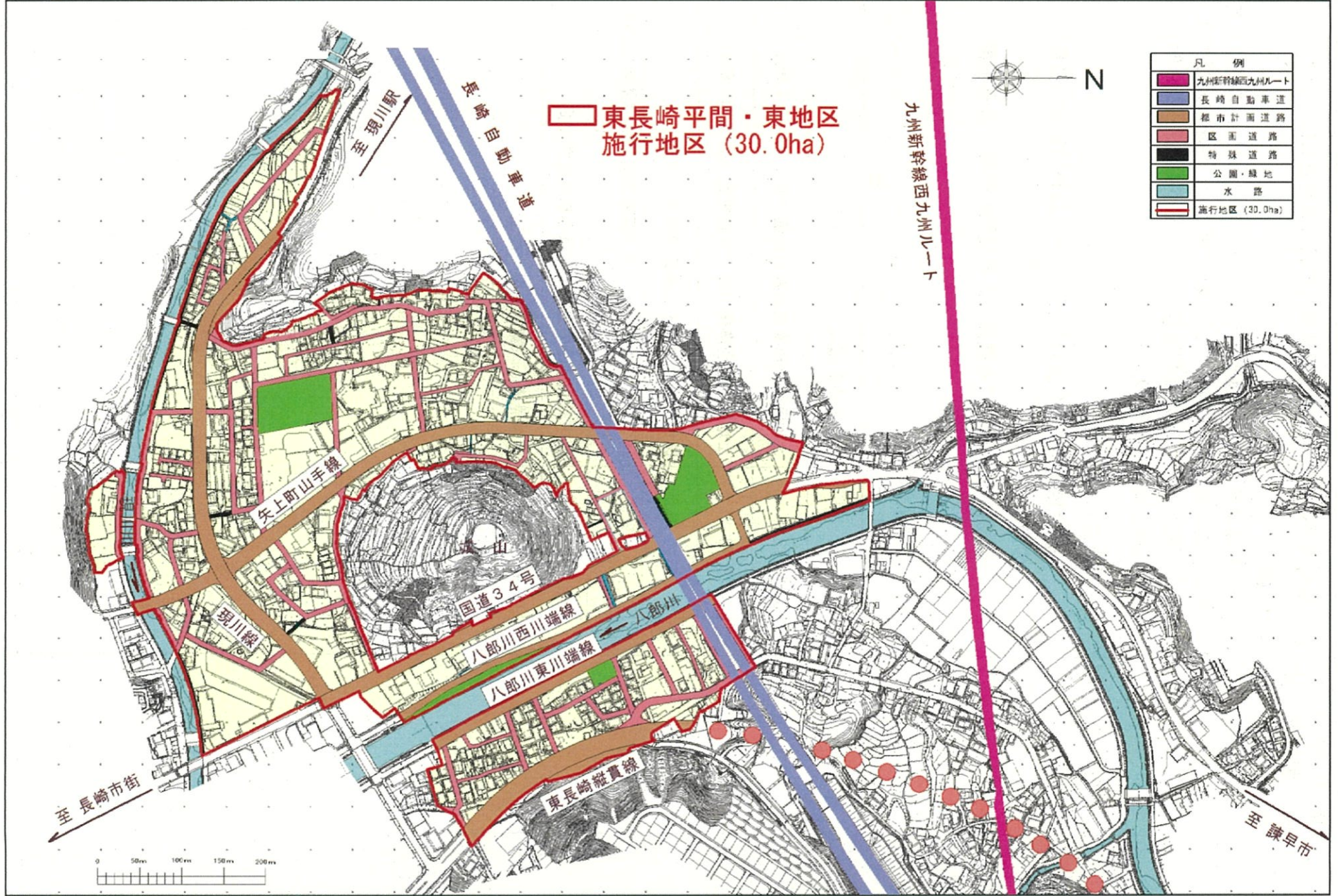
(5) 宅地のがけ災害対策費補助金

災害等により、崩れたがけの復旧に要する経費の一部を助成する。

(単位：件)

区 分	平成 30 年度
対 策 工 事 費	10

課 名	所 管 事 務 の 現 況																																
東長崎土地 区画整理 事務所	<p>1 平間・東地区土地区画整理事業について</p> <p>(1) 趣旨 東長崎平間・東地区の健全かつ良好な住環境を有する住宅地を形成するため、施行地区内の地権者から、少しずつ土地の提供を受ける「減歩」により土地を確保のうえ、道路、公園等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地利用の増進を図るもの。</p> <p>(2) 事業概要 事業名称 : 長崎都市計画(長崎国際文化都市建設計画)事業 東長崎平間・東地区土地区画整理事業 施行地区 : 長崎市矢上町、平間町、東町の各一部 施行面積 : 30.0ha 施行期間 : 平成14年度～令和3年度 総事業費 : 105億円 減歩率 : 24.67%(平均)</p> <p>(3) 進捗状況 ア 進捗率(事業費ベース) 98.1%(平成30年度末) イ 主な事業の進捗状況</p> <table border="1" data-bbox="561 1200 1430 1841"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">事業計画</th> <th colspan="2">進捗状況 (平成30年度末)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>実績</th> <th>進捗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路整備工事 (都市計画道路)</td> <td>3,225m</td> <td>2,453m</td> <td>76.1%</td> <td>東長崎縦貫 線等 6路線</td> </tr> <tr> <td>道路整備工事 (区画道路等)</td> <td>6,639m</td> <td>6,439m</td> <td>97.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水路整備工事</td> <td>385m</td> <td>348m</td> <td>90.4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公園整備</td> <td>10,718㎡</td> <td>6,796㎡</td> <td>63.4%</td> <td>街区公園 3 箇所、緑地 1箇所</td> </tr> <tr> <td>建物等移転</td> <td>213棟</td> <td>209棟</td> <td>98.1%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	事業計画	進捗状況 (平成30年度末)		備 考	実績	進捗率	道路整備工事 (都市計画道路)	3,225m	2,453m	76.1%	東長崎縦貫 線等 6路線	道路整備工事 (区画道路等)	6,639m	6,439m	97.0%		水路整備工事	385m	348m	90.4%		公園整備	10,718㎡	6,796㎡	63.4%	街区公園 3 箇所、緑地 1箇所	建物等移転	213棟	209棟	98.1%	
種 別	事業計画			進捗状況 (平成30年度末)			備 考																										
		実績	進捗率																														
道路整備工事 (都市計画道路)	3,225m	2,453m	76.1%	東長崎縦貫 線等 6路線																													
道路整備工事 (区画道路等)	6,639m	6,439m	97.0%																														
水路整備工事	385m	348m	90.4%																														
公園整備	10,718㎡	6,796㎡	63.4%	街区公園 3 箇所、緑地 1箇所																													
建物等移転	213棟	209棟	98.1%																														



東長崎土地
区画整理
事務所
(つづき)

2 東長崎地区の土地区画整理事業施行区域の見直しについて

(1) 趣旨

東長崎地区の土地区画整理事業施行区域 748.8ha の見直しを行い、長期未着手区域等の 496.9ha を廃止し、長崎市及び組合・個人が施行する土地区画整理事業により整備された 251.9ha へ施行区域を縮小するもの。

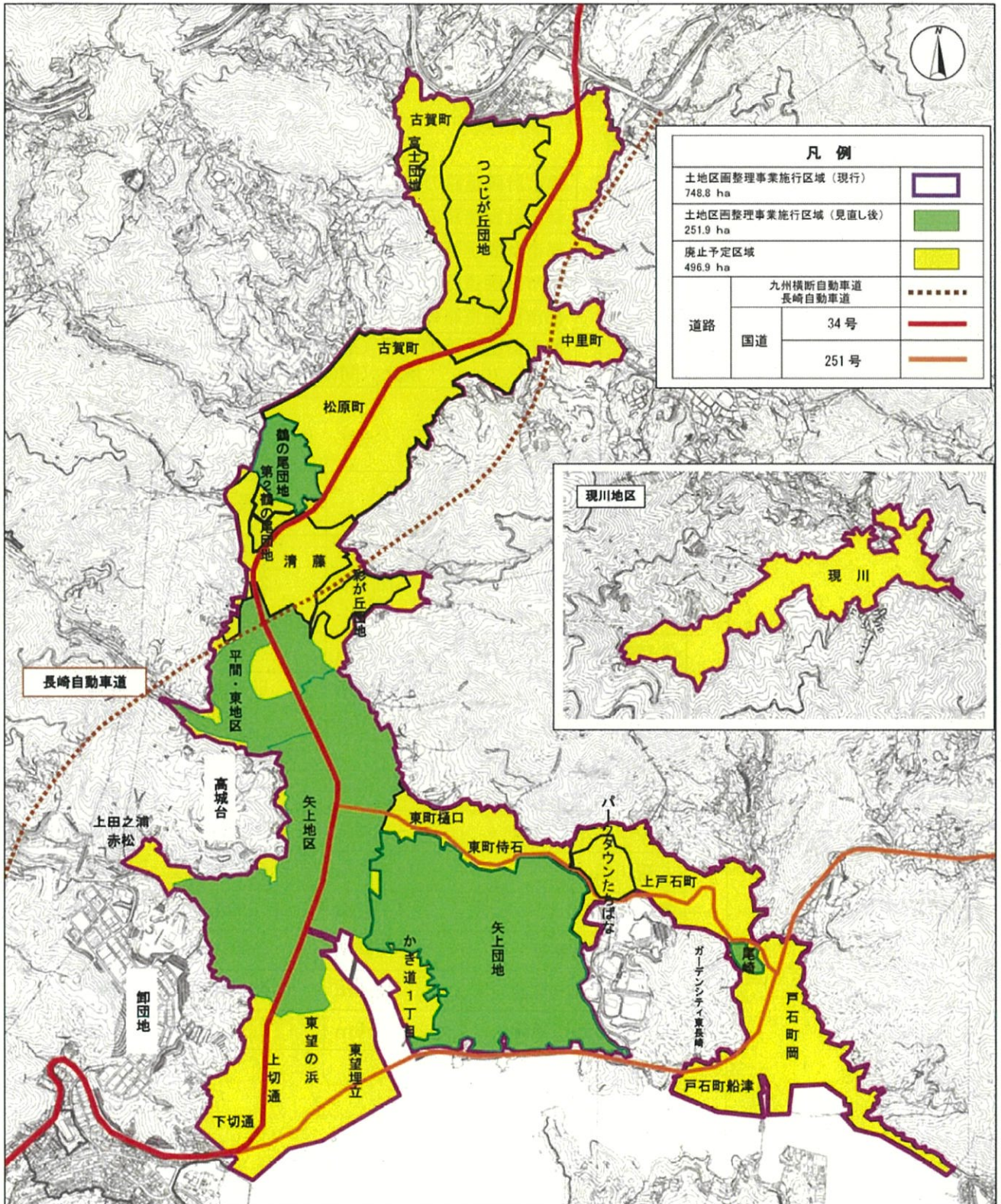
【見直しの背景】

- ・ 社会経済情勢等の変化に伴う土地区画整理事業の必要性の変化
- ・ 未着手区域における長期に渡る建築制限等による影響

(2) これまでの経緯

年 月	内 容
S 38. 4	旧東長崎町編入
S 50.12	土地区画整理事業の都市計画決定（面積 714.9ha）
H 13.10	土地区画整理事業の都市計画変更（面積 748.8ha）
H 21.10～11	区域見直しに関する地元説明会の実施
H 23. 7	パブリックコメント（土地区画整理事業の見直し）の実施
H 28.12	都市計画道路の見直しに係る都市計画変更
R 元. 5	区域見直し（案）を県へ提出

東長崎地区土地区画整理事業の都市計画見直し計画図



3 東長崎地区の都市計画道路の整備について

(1) 趣旨

東長崎地区において、東長崎縦貫線をはじめとする都市計画道路を整備するもの。

なお、平成 28 年 12 月に計画の見直しを行っている。

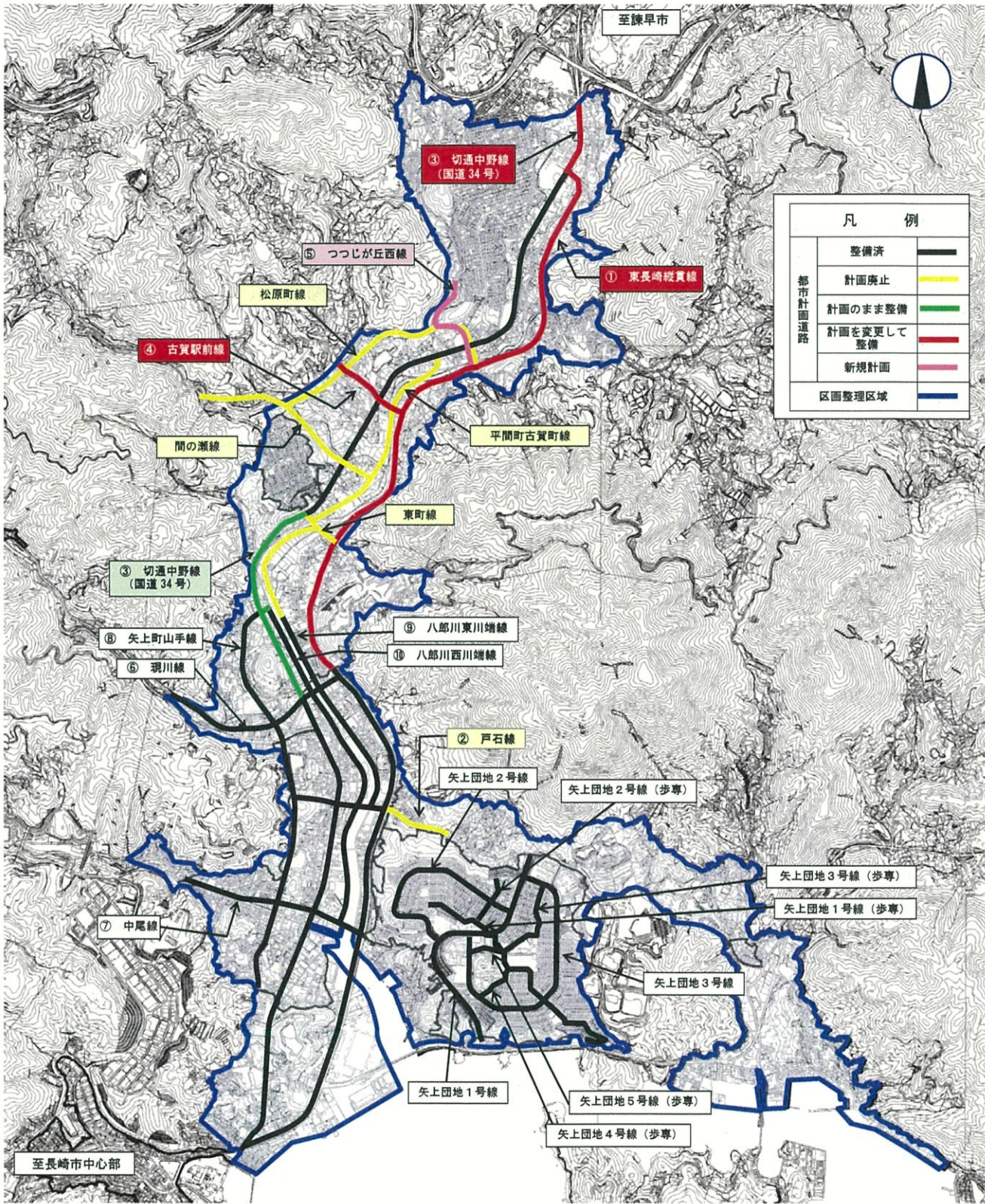
【都市計画決定の経緯】

年 月	内 容
S 42. 9	都市計画道路の決定（東長崎縦貫線ほか 8 路線）
S 50.12	都市計画道路の追加決定（八郎川東・西川端線の 2 路線）
H 13. 6	都市計画道路の追加決定（東町線、平間町古賀町線の 2 路線）
H 25. 4	都市計画道路の変更（矢上町山手線及び八郎川西川端線）
H 26.11	都市計画道路の変更（八郎川東川端線）
H 28.12	都市計画道路の変更（東長崎縦貫線ほか 4 路線） " 廃止（間の瀬線ほか 3 路線）

(2) 整備状況

路 線 名	幅員	延長	整備状況 (平成 30 年度末)
①東長崎縦貫線	22m	2,970m	整備済
	16.5m	3,500m	整備中
		計 6,470m	
②戸石線	16m	490m	整備済
③切通中野線	11.5m	6,230m	整備中
	22.0m	410m	整備予定
		計 6,640m	
④古賀駅前線	12m	460m	整備予定
⑤つつじが丘西線	10m	620m	整備予定
⑥現川線	12~16m	1,010m	整備済
⑦中尾線	12m	990m	整備済
⑧矢上町山手線	12~14m	2,210m	整備済
⑨八郎川東川端線	12.5m	1,180m	整備済
⑩八郎川西川端線	8m	1,930m	整備済

東長崎地区の都市計画道路計画図



東長崎土地
区画整理
事務所
(つづき)

4 東長崎地区都市基盤施設整備事業について

(1) 趣旨

東長崎地区土地区画整理事業の廃止予定区域において、土地区画整理事業の手法に代わり、良好な居住環境の創出を図るため、基盤施設となる都市計画道路及び生活環境の改善に資する道路や公園の整備を進めるもの。

(2) 平成 30 年度の事業内容

箇所名	事業内容
東長崎縦貫線	建物調査、用地買収、建物等移転補償
(仮称)中里中央公園	整備工事
つつじが丘西線	測量及び地質調査

4 大規模盛土造成地マップについて

(1) 経過

①平成18年4月1日 宅地造成等規制法が改正

(阪神・淡路大震災、新潟県中越地震における大規模盛土造成地での被災を踏まえ改正)

主な
内容

- ・宅地造成工事における耐震性確保のための技術的基準の法制化
- ・地方公共団体に大規模盛土造成地マップ（マップ）作成、公表の要請
- ・大規模盛土造成地の災害防止対策を推進、支援するため補助制度創設
(マップ作成、安全性の調査、対策工事)
- ・対策工事の補助は、県知事（中核市長）による造成宅地防災区域[※]への指定が必要
※マップに記載の区域のうち、調査により危険と判断された区域又は崩落している一団の造成宅地が対象

②平成30年12月「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」閣議決定

- ・令和元年度中の全国のマップ公表率100%達成を目標設定
- ・マップ未作成の地方公共団体分は、国が代行して作成、公表

(2) 長崎市の状況及び今後の予定

①平成28年度にマップ作成（国庫補助利用）

- ・市民の防災意識の向上を図るとともに、災害が発生した場合に、補助の活用に必要な造成宅地防災区域への指定等の迅速な対応を可能とするため

②6月定例市議会で報告後にホームページで公表

(3) 他都市の状況

①県内：長崎市、佐世保市を除き公表済

②全国の公表率：72.8%（1268/1741自治体、平成31年3月末時点）

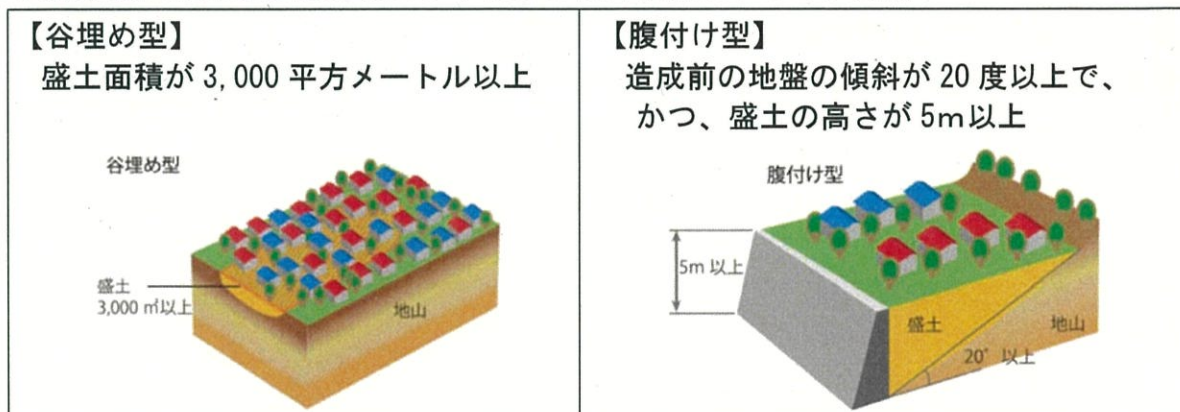
・マップ未公表の主な都市

〔 関東～四国：宇都宮市、前橋市、高崎市、千葉市、新潟市、金沢市、
長野市、岐阜市、四日市市、岡山市、下関市、松山市
九州：北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 〕

〈参考〉：※今後30年以内に長崎市で震度6弱以上の地震が発生する確率：2.6%

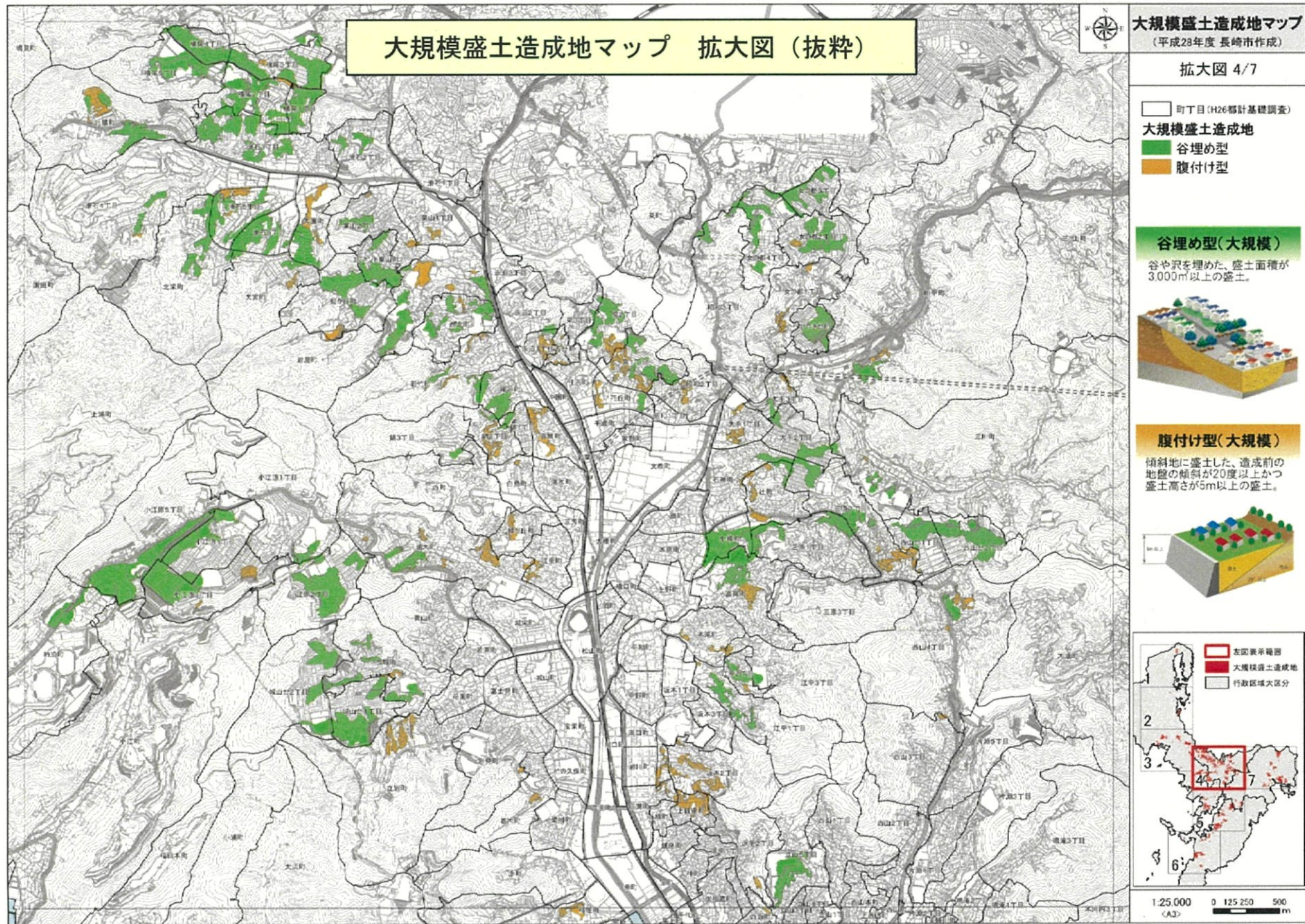
出典：政府 地震調査研究推進本部「全国地震動予測地図2018年版の解説」

■大規模盛土造成地とは、次のいずれかの要件を満たすものが対象



(4) 大規模盛土造成地マップ（全体図）





このマップは大規模盛土造成地の概ねの位置や範囲を示すもので、その危険性を表すものではありません。お住まいの地域の防災情報の一つとしてご利用ください。